

デザイン Q&A

Q1

「のぎのん」の色を変えてもいいですか。

A1

指定して色を使用してください。また、変形させることもできません。個別にどのような商品等かを確認した上で使用の承諾を判断しますので申請書には、必ず見本（見本が添付できないときは写真。図等）を添付してください。

Q2

許諾番号の商品への表示はどのように行うのですか。

A2

営利的使用は、商品の箱やパッケージ、また、Tシャツなどは、タグや包装紙等に、許諾番号「©2013 野木町のぎのん」を明示してください。

Q3

特定の商品を持たせるのは、可能ですか。

A2

特定の企業の商品を持たせたり着せたりすることはできません。また、企業・団体や商品の宣伝に文字をかぶせたりはできません。「ひまわり」や「野木町煉瓦窯」など野木町が認めるものは、背景等に使用可能です。

使用できない例



〇〇〇商店
特売



おいしい
クッキーは、い
かが